

第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定。

成果目標一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(1)施設入所者の地域生活への移行者数
(2)施設入所者数
2 地域生活支援の充実
(1)地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】
(2)強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】
3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等
(1)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)
(2)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労移行支援)
(3)就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】
(4)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 A 型)
(5)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 B 型)
(6)就労定着支援事業の利用者数
(7)就労定着支援事業における就労定着率および就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会(就労支援部会)等の設置【新設】
4 障害児支援の提供体制の整備等
(1)障害児の地域支援体制の構築【新設】
(2)障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進【新設】
(3)重症心身障害児に対する支援
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
(5)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】
5 相談支援体制の充実・強化等

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

(3)実地指導等・集団指導

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和8年度末までに、令和4年度末時点の全施設入所者数の524人のうち、6%（32人）以上の地域生活への移行を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
施設入所者の地域生活への移行者数	6人	2人		10人	11人	11人

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしております。
- ▶ 本市においても障害のある方の地域生活への移行を目指し、本市の目標として令和4年度実績の施設入所者数の6%（32人）を目標人数として設定することとします。

(2) 施設入所者数

令和8年度末時点の施設入所者数について、令和4年度実績（524人）と同水準を目指します。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
施設入所者数	531人	524人		524人	524人	524人

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとしており、本市においても施設入所者の地域生活への移行を進めてまいります。
- ▶ 一方、障害の程度やご家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を設定することとします。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
基幹相談支援センター等のケース検討	6回	16回		17回	17回	17回
実践報告会(※)の開催	1回	1回		1回	1回	1回
運用状況の検証・検討	1回	1回		1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度までの間、地域生活支援拠点を整備するとともに、コーディネーター等の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とされています。
 - ▶ 本市においては、地域生活支援拠点、コーディネーター等については設置・配置済みであることから、ネットワークの強化等を目指します。
- ※緊急時の連携体制や予防的な支援が広く展開されるため、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象に地域生活支援拠点における支援の実践の報告・共有を行うもの。

(2) 強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

強度行動障害を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関として設置済みの「仙台市第二自閉症児者相談センター(なないろ)」とアーチルの協働により、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
人材育成研修 (※1)	3回 (29名)	18回 (159名)		6回 (90名)	6回 (90名)	6回 (90名)
施設コンサルテーション(※2)	33回	31回		33回	33回	33回
支援体制整備へのSV(※3)	1回	1回		1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では強度行動障害に対応できる機関を設置し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めており、すでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

※1 なないろによる事業所訪問(アウトリーチ)支援、行動障害研修の実施等

令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援を行ったため、一時的に実績が増加。令和5年度は経常の年6回の実施を予定している。

※2 地域の日中活動の場(保育所、学校、通所施設等)への講師(専門職スーパーヴァイズ)の派遣等

※3 アーチル所内事業や研修等への講師(専門職スーパーヴァイズ)の派遣

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)

令和 8 年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 327 人の 1.28 倍以上（426 人）とすることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	327 人	344 人		382 人	403 人	426 人

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援 A 型・B 型の内数は 3（2）、（4）、（5）となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）

令和 8 年度末時点において、一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 284 人の 1.31 倍（373 人）以上とすることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	284 人	315 人		343 人	357 人	373 人

▶ 国の基本指針の通り。

(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合【新設】

令和 8 年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 6 割以上とすることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
<u>一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合</u>	55.6%	55.6%		60.0%	60.0%	60.0%

▶ 前期実績を踏まえ、国の基本指針である事業所全体の 5 割以上を超える目標を設定します。

(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型）

令和 8 年度末時点において、一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 28 人の概ね 1.29 倍（37 人）以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	28 人	17 人		27 人	32 人	37 人

▶ 国の基本指針の通り。

(5) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型）

令和 8 年度末時点において、一般就労への移行者数を令和 3 年度実績である 12 人の概ね 1.28 倍（16 人）以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
一般就労への移行者数	12 人	9 人		12 人	14 人	16 人

▶ 国の基本指針の通り。

(6) 就労定着支援事業の利用者数

令和 8 年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度実績である 210 人の 1.41 倍（297 人）以上とすることを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
就労定着支援事業の利用者数	210 人	252 人		273 人	285 人	297 人

▶ 国の基本指針の通り。

(7) 就労定着支援事業における就労定着率および就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

令和8年度末時点において、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
就労定着支援事業における就労定着率	4.8%	8.7%		15.0%	20.0%	25.0%
<u>協議会(就労支援部会)等の設置</u>				検討	設置	運営

- ▶ 国の基本指針の通り。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】

児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
児童発達支援センターによる相談支援回数	1,537回	2,272回		2,500回	2,750回	3,000回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	701回	1,435回		1,600回	1,800回	2,000回

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市ではすでに設置済み（11箇所）であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害児通所支援事業所等と連携し、地域の支援体制を向上することを目指します。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】

令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指す。

（一部再掲）

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
児童発達支援センターによる相談支援回数	1,537回	2,272回		2,500回	2,750回	3,000回
児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	701回	1,435回		1,600回	1,800回	2,000回
保育所等訪問支援事業所による支援回数	1回	170回		432回	480回	528回

- ▶ 国の基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けて、アーチルや児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行っていきます。
- ▶ 引き続き、放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等と連携し、研修会を開催するなど、支援の質の向上に取り組んでいきます。

(3) 重症心身障害児に対する支援

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に31箇所以上確保することを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	12箇所	14箇所		19箇所	25箇所	31箇所

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和4年度末実績の18人から22人に増加させることを目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
コーディネーター登録者数	16人	18人		20人	21人	22人

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 協議の場及びコーディネーターはすでに設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整の協議の場の設置を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
移行調整の協議の場の設置				設置	運営	運営

▶ 国の基本指針どおり。

5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを旨とする。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
合同事例検討会(※) 開催	5回	5回		5回	5回	5回
地域の相談機関との 連携強化の取組件数	53回	84回		70回	70回	70回
協議会における個別 事例の検討実施回数	8回	25回		25回	25回	25回

- ▶ 国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のための取組として、基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を確保することを基本とされています。
 - ▶ 本市においては、基幹相談支援センターは設置済みであるため、地域の相談支援体制の強化や地域サービスの基盤の開発・改善を目指します。
- ※支援者の能力向上を目的に、基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域生活支援拠点、発達障害地域支援マネージャー等が合同で事例検討を行うもの。

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
研修への本市職員 の参加・聴講	7回	35回		36回	36回	36回

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、支援の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
<u>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数</u>	0回	0回		1回	1回	1回

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(3) 実地指導等・集団指導

実地指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。

項目	前期実績			今期目標		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
回(実地指導等)	63回	75回		120回	125回	130回
事業所参加率 (集団指導)	64.0%	65.5%		70.0% 以上	70.0% 以上	70.0% 以上

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導等及び集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが極めて重要と考えることから、上記の目標を設定します。